

周南市中小企業振興融資制度Q & A**【1. 共通事項】**

Q1-1 申請の仕方はどうすればよいか？

A1-1 保証付制度融資に関しては、基本的には、随時、信用保証協会に書類一式を提出していただき、信用保証協会で承認されれば融資が実行できます。

ただし、融資審査会の開催が必要と判断される場合は、審査会での承認となりますので、融資実行までは一定の期間がかかる場合もあります。

プロパー制度融資に関しては、各取扱金融機関で融資決定をしていただきます。

Q1-2 申請書提出先は基本的に金融機関から保証協会に提出するが、「個人情報の提供に関する同意書（市・商工会議所宛）」は常に添付する必要があるのか？

A1-2 この同意書は、市や商工会議所、商工会が申請書を受けた時に、信用保証協会に対して書類を渡すために必要なものですので、申請書を金融機関から直接、信用保証協会に提出する場合には提出不要です。

Q1-3 「滞納の無いことの証明書」の有効期間はどれくらいか？

A1-3 証明書の発効日の翌日から起算して30日間有効です。有効期間内に信用保証協会にお申し込みください。

Q1-4 資金の併用は可能か？

A1-4 資金の併用は可能です。

ただし、資金により契約口数に制限がありますので、注意してください。

Q1-5 どの資金でも融資期間内であれば短期で融資ができるのか？

A1-5 短期で融資できるのは、手形貸付である中小企業短期資金（プロパー）のみです。

他の資金は、証書貸付ですので、1年以上の長期での融資となります。

Q1-6 市外に設備投資する場合も市制度融資を利用できるか？

A1-6 原則として、設備投資の対象は市内投資に限ります。

Q1-7 土地の取得も対象となるのか？

A1-7 市制度融資を土地の取得のための資金として利用することは可能ですが、事業用の土地として取得する場合に限ります。

投機目的の土地取得は、対象となりません。

土地の購入で利用する場合は、事業目的による取得であることを誓約していただくための「誓約書」を添付してください。

Q1-8 NPO法人は融資制度の対象となるか？

A1-8 特定事業を行う特定非営利活動法人も市制度融資を利用することが可能です。

Q1-9 各資金の契約口数は？

A1-9 保証付資金・プロパー資金を通して、資金ごとに契約口数は1口です。（1資金1契約）

ただし、小規模企業特別資金および小規模・中小企業経営改善資金については、融資限度額の範囲内において2口目の融資申込が可能です。ただし、既存口を反復借換する場合、分割返済の期間が2年以上であることを要します。

【2. 小規模企業特別資金（保証付）】**Q2-1 現在、運転・設備資金として融資を受けているが、2口目の借り入れは可能か？**

A2-1 融資限度額の範囲内であれば、資金使途に関係なく2口目の借り入れが可能です。

ただし、反復融資（決済条件付）を受ける場合には、「既存口の分割返済期間が2年以上」の条件を満たす必要があります。

Q2-2 ある事業者の融資について、金融機関2行から信用保証協会に同日申込をした場合は、1口という扱いになるのか？

A2-2 申込書1枚につき1口と考えますので、同日申込であっても2口とみなします。

【3. 小規模・中小企業経営改善資金（保証付）】**Q3-1 小規模・中小企業経営改善資金は、どのような資金か？**

A3-1 この資金は、業況の厳しい小規模及び中小企業を対象とする資金で、セーフティネット保証の認定を受けた事業者だけでなく、セーフティネット保証の対象外業種の事業者でも同等の状況であれば利用できます。

また、山口県指定の指定再生手続き開始申立等事業者に債権を有する事業者（債権額50万円以上又は取引依存度20%以上）や災害により事業活動に影響を受けた事業者（罹災証明を受けた事業者）も利用することができます。

申請に当たっては、これらの状況が分かる書類（セーフティネット保証認定書（周南市で認定したもの）など）の添付が必要となります。

Q3-2 「(2) 最近3ヶ月又は6ヶ月」とは？

A3-2 申請月を除いて、最大で3ヶ月まで遡ることが可能です。

つまり、4月の申請であれば、10～3月のうちのどこか連続した3ヶ月、又は、7～3月のどこか連続した6ヶ月の数値で申請することが出来ます。

【4. 創業支援資金（保証付）】**Q4-1 5年を超えて個人で事業を行っていた人が、最近法人化した場合、創業支援資金の「事業を開始して5年未満」に該当するのか？**

A4-1 法人化して事業形態が変わっても、事業期間は個人での事業期間から累積します。したがって、「事業を開始して5年未満」には該当しません。

Q4-2 融資金利引き下げ要件の「県外からの移住者」はどのように確認するのか？

A4-2 申請の際、添付資料として「住民票の写し（原本）」の提出をお願いします。

Q4-3 融資金利引き下げ要件の「30代以下のもの」はいつ時点か？また、どのように確認するのか？

A4-3 金融機関を経由して山口県信用保証協会が保証申込を受け付けた時点で30代以下の方が融資金利引き下げの対象となります。申請の際、添付資料として「生年月日が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー」の提出をお願いします。

Q4-4 融資金利引き下げ要件の「特定創業支援事業」とは？

A4-4 特定創業支援事業とは、周南市または創業支援事業者（徳山商工会議所、新南陽商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、株式会社日本政策金融公庫、東山口信用金庫）が創業希望者等に行う、1か月以上にわたる継続的な支援で1.経営、2.財務、3.人材育成、4.販路開拓の4つのスキルが習得できる事業を言います。

融資金利引き下げ要件の適用にあたっては、市が発行する証明書が必要となります。

Q4-5 融資金利引き下げ要件の「都市機能誘導区域内で創業するもの」はどのように確認するのか？

A4-5 申請の際、添付資料として「都市機能誘導区域内で新たに事業を開始する（事業を行っている）ことが分かる書類」の提出をお願いします。

Q4-6 事業を開始して5年未満であれば「小規模企業特別資金」を利用した後に「創業支援資金」を利用することは可能か？

A4-6 資金の性格上、まずは「創業支援資金」をご利用いただきますようお願いします。

【5. 都市機能誘導区域活性化資金（保証付）】

Q5-1 都市機能誘導区域活性化資金は、どのような資金か？

A5-1 この資金は、都市機能誘導区域での民間投資を活発化させることを目的とした資金で、「周南市立地適正化計画」の徳山駅及び新南陽駅周辺に設定された区域内で店舗や事務所等を新設、改裝されるような場合などに利用していただけるものです。

都市機能誘導区域は、市制度融資パンフレットの裏面に地図を記載していますので確認してください。

Q5-2 複数店舗をもっている事業者の場合、都市機能誘導区域内に1つでも店舗があれば、区域外の事業所に対する設備投資資金として都市機能誘導区域活性化資金を利用できるか？

A5-2 都市機能誘導区域活性化資金は「都市機能誘導区域での店舗等の新增設・改築等により、地域活性化を図るための資金」なので、単に、都市機能誘導区域内に事業所を所有しているだけでなく、区域内の事業所に対する設備投資を行う場合に利用できる資金となります。

このため、区域外の事業所に対する設備投資資金として都市機能誘導区域活性化資金を利用

することはできません。

Q5-3 都市機能誘導区域活性化資金で「運転のみ」の利用は可能か？

A5-3 この資金は、都市機能誘導区域での店舗等の新增設・改裝等により、地域活性化を図ることを目的とした資金なので、資金使途は「設備」を目的とした利用が必須となります。ただし、設備資金としてあわせて運転資金を利用される場合に限り、融資額の2分の1以内の範囲で運転資金の利用が可能です。

【6. 小規模・中小企業者設備投資促進資金（保証付）】

Q6-1 小規模企業特別資金と小規模・中小企業者設備投資促進資金の違いは？

A6-1 まず、小規模企業特別資金は小規模企業者しか利用できない資金ですが、小規模・中小企業者設備投資促進資金は小規模企業者および中小企業者が利用できる資金となります。

また、小規模企業特別資金は、使途に制限を設けない資金ですが、小規模・中小企業者設備投資促進資金は、生産性の向上やエネルギー消費量の削減など「経営環境の改善」を図るための設備の導入や従業員のための施設整備など「労働環境の改善」を図るための設備の導入に利用していただくためのメニューです。

したがって、小規模・中小企業者設備投資促進資金を利用される場合は、「周南市中小企業振興融資申込書」の資金使途欄に、「どんな設備を導入し、どのように経営環境・労働環境の改善が図られるのか」の記載をお願いします。

Q6-2 小規模・中小企業者設備投資促進資金で「運転」の利用は可能か？

A6-2 この資金は、事業用の設備投資を促進することを目的とした資金なので、資金使途は原則、「設備」に限られます。ただし、設備に付随する諸経費(○○等)に係る運転資金については、設備資金としてあわせて利用が可能です。

Q6-3 車両の取得も対象となるのか？

A6-3 この資金は、生産性の向上やエネルギー消費量の削減など「経営環境の改善」を図るための設備の導入等に利用が可能な資金であるため、経営環境の改善が図られる事業用車両の取得に限り対象となります。

車両を取得される場合は、資金使途欄に「どんな車両を導入し、どのように経営環境等の改善が図られるのか」の記載をお願いします。